

L50

秘

昭和七年七月

戦債及賠償支払猶豫問題概説(二)

「チェコスロバキア」国に関する議定書

「ハンガリー」国に関する議定書

「ブルガリア」国に関する議定書

外他  
130  
外史

調一0289

0428

秘

昭和七年七月

戦債及賠償支拂猶豫問題ノ概説(二)

「チェッコスロヴァキア」國ニ關スル議定書

「ハンガリー」國ニ關スル議定書

「ブルガリア」國ニ關スル議定書

調一0289

0429



一 議定書  
 二 補足議定書  
 三 議定書ノ帝國ニ及ボス影響  
 四 「ブルガリア」國ニ關スル議定書  
 一 議定書  
 二 補足議定書  
 三 議定書ノ帝國ニ及ボス影響

一 議定書  
 二 補足議定書  
 丙 「ブルガリア」國ニ關スル議定書  
 一 議定書  
 二 議定書ニ附屬ノ希臘國「ブルガリア」國間ノ取極  
 (附屬書)  
 三 補足議定書  
 第四 議定書ノ帝國ニ及ボス影響

第四 議定書、附屬文、本邦へ送附

三 附屬文

(補正書)

二 議定書、附屬文、本邦へ送附

一 議定書

西「マニラ」にて「議定書」を署名

二 議定書

一 議定書

第一 「フリーヴァー」提案ト東方賠償

(「チェッコスロヴァキア」國ニ關スル議定書、  
「ハンガリー」國ニ關スル議定書及「ブルガリア」

國ニ關スル議定書ノ署名)

一 東方賠償關係諸支拂ノ中、「チェッコスロヴァキア」國ノ支拂

ニ對スル「フリーヴァー」大統領提案ノ適用方ニ關シテハ、關係國何

レモ異議ナク昭和六年八月十一日獨逸國ニ關スル議定書ト同時ニ

當該議定書ノ署名ヲ見タリ

二 其ノ他ノ東方賠償即チ「ハンガリー」國及「ブルガリア」國ノ

賠償支拂竝ニ甲乙兩種基金ヘノ英、佛、伊、「ルーマニア」、「

チェッコスロヴァキア」、「ユーゴスラヴィア」六國ノ拂込ニ

付テハ、「ロンドン」専門家委員會ハ其ノ報告書(參考資料四及







五 仍テ英國政府ハ既掲専門家委員會ノ勸告及前記希臘「ブルガリア」兩國間ノ取極ノ趣旨ヲ採リ、「ブルガリア」國ノ賠償支拂ハ右支拂金中土地基金ニ拂込マルル限度（英、佛、伊、白四國ノ取分）及希臘國ノ取分中「カフアンダリス・モロツフ」協定ニ依ル希臘國ノ對「ブルガリア」國支拂トシテ利用セラルルモノ（約四百萬金「フラン」）ヲ除キテ「フーヴァー」年度中停止セラレ、右停止セラレタル部分ハ千九百三十三年七月一日ヨリ十箇年賦ニテ償還セラルベキ趣旨ノ議定書案ヲ作成シ、之ガ署名方ニ關シ關係國政府ノ意嚮ヲ照會シタルガ、關係各國何レモ異議ナク、既述「ハンガリー」國ニ關スル議定書ト「ブルガリア」國ニ關スル議定書トハ何レモ本年一月二十一日「ロンドン」ニ於テ署名セラレ、

（以下は右ページの続きと思われるが、文字が非常に小さく読み取れない）

我國ヨリハ松平駐英大使之ニ署名シタリ、右ノ内「ハンガリー」  
 國ニ關スル議定書ノ署名國ハ日、白、英、「カナダ」、「オース  
 トラリア」、「ニュージールランド」、南阿聯邦、印度、佛、希、  
 「ハンガリー」、伊、「ポーランド」、「ポルトガル」及「チェ  
 ッコスロヴァキア」ノ十五國ニシテ「ルーマニア」及「ユーゴ  
 スラヴィア」ハ署名セズ、又「ブルガリア」國ニ關スル議定書ノ  
 署名國ハ日、白、英、「カナダ」、「オーストラリア」、「ニュ  
 ージールランド」、南阿聯邦、印度、「ブルガリア」、佛、希、伊  
 「ポーランド」、「ポルトガル」及「チェコスロヴァキア」ノ  
 十五國ニシテ「ルーマニア」及「ユーゴスラヴィア」ハ署名セ  
 ズ

（右ノ内）ハンガリー、オーストラリア、ニュージールランド、南阿聯邦、印度、佛、希、伊、  
 「ポーランド」、「ポルトガル」及「チェコスロヴァキア」ノ十五國ニシテ「ルーマニア」及「ユーゴスラヴィア」ハ署名セズ



第二 利子ノ變更ニ關スル補足議定書ノ署名  
「チエツコスロヴァキア」國ニ關スル議定書第一條、「ハンガリー」  
國ニ關スル議定書第三條及「ブルガリア」國ニ關スル議定書第四條  
ハ何レモ「フーズァ」提案ノ適用ニ依リ支拂ヲ猶豫セラレタル債  
務ガ別段ノ取極ナキ限リ三分ノ利子ヲ附シテ償還セラルベキ旨ヲ規  
定シタルガ、既ニ獨逸國ニ關スル議定書ニ付述ベタル所ト同一ノ事  
由ニ基キ（戰債及賠償支拂猶豫問題ノ概説（獨逸國ニ關スル議定  
書）ノ第六參照）、前記三議定書所定ノ利子三分ヲ四分ニ變更シ、  
從テ償還債務ノ毎年ノ支拂額ヲ増加スルコト爲リ、之ガ爲本年六  
月二十九日及七月七日「ローザンヌ」ニ於テ關係國政府間ニ三箇ノ  
補足議定書（六月二十九日「チエツコスロヴァキア」國關係補足議

第二 利子ノ變更ニ關スル補足議定書ノ署名  
「チエツコスロヴァキア」國ニ關スル議定書第一條、「ハンガリー」  
國ニ關スル議定書第三條及「ブルガリア」國ニ關スル議定書第四條  
ハ何レモ「フーズァ」提案ノ適用ニ依リ支拂ヲ猶豫セラレタル債  
務ガ別段ノ取極ナキ限リ三分ノ利子ヲ附シテ償還セラルベキ旨ヲ規  
定シタルガ、既ニ獨逸國ニ關スル議定書ニ付述ベタル所ト同一ノ事  
由ニ基キ（戰債及賠償支拂猶豫問題ノ概説（獨逸國ニ關スル議定  
書）ノ第六參照）、前記三議定書所定ノ利子三分ヲ四分ニ變更シ、  
從テ償還債務ノ毎年ノ支拂額ヲ増加スルコト爲リ、之ガ爲本年六  
月二十九日及七月七日「ローザンヌ」ニ於テ關係國政府間ニ三箇ノ  
補足議定書（六月二十九日「チエツコスロヴァキア」國關係補足議



第三 議定書ノ大綱

今、「チエツコスロヴァキア」國ニ關スル議定書、「ハンガリー」國ニ關スル議定書、「ブルガリア」國ニ關スル議定書及其ノ補足議定書ノ大綱ヲ示セバ左ノ如シ

甲 「チエツコスロヴァキア」國ニ關スル議定書

一 議定書

(一) 「チエツコスロヴァキア」國債務ノ支拂猶豫(第一條) 千九百三十年一月二十日「チエツコスロヴァキア」國トノ協定ニ依リ千九百三十一年七月一日ト千九百三十二年六月三十日トノ間ニ期限ノ到來スル同國ノ債務ノ支拂ハ猶豫セラレ尙右猶豫セラレタル支拂ハ別段ノ取極ナキ限リ千九百三十三年七

書一ノ署名スルハ、  
...



議定書ニ依リ、本議定書ハ佛、英文ヲ以テ共ニ  
 正文トシ、批准ヲ要ス、批准書ノ寄託ハ「パリ」ニ於テ爲サルル  
 モノトス  
 歐羅巴以外ノ地ニ在ル政府ハ單ニ「パリ」ニ於ケル自國ノ外交代  
 表者ニ依リ佛國政府ニ其ノ批准ヲ通知スルコトヲ得ベク、此ノ場  
 合、一「パリ」ニ於テ、本議定書ハ佛、英文ヲ以テ共ニ  
 正文トシ、批准ヲ要ス、批准書ノ寄託ハ「パリ」ニ於テ爲サルル  
 モノトス

月一日ヨリ三分ノ利子（補足議定書ニ依リ四分ニ變更セラル）ヲ  
 附シ、元利金ハ百十四萬六千七百金「マルク」（補足議定書ニ依  
 リ百十九萬七千三百四十五金「マルク」ニ變更セラル）  
 ノ十箇ノ均一年金（千九百三十三年七月一日ヨリ千九百四十三年  
 一月一日迄毎年一月一日及七月一日ニ半額宛支拂ハル）トシテ償  
 還セラルルモノトス

月一日ヨリ三分ノ利子（補足議定書ニ依リ四分ニ變更セラル）ヲ  
 附シ、元利金ハ百十四萬六千七百金「マルク」（補足議定書ニ依  
 リ百十九萬七千三百四十五金「マルク」ニ變更セラル）  
 ノ十箇ノ均一年金（千九百三十三年七月一日ヨリ千九百四十三年  
 一月一日迄毎年一月一日及七月一日ニ半額宛支拂ハル）トシテ償  
 還セラルルモノトス

(二) 正文、批准、實施（第二條）  
 正文トシ、批准ヲ要ス、批准書ノ寄託ハ「パリ」ニ於テ爲サルル  
 モノトス  
 歐羅巴以外ノ地ニ在ル政府ハ單ニ「パリ」ニ於ケル自國ノ外交代  
 表者ニ依リ佛國政府ニ其ノ批准ヲ通知スルコトヲ得ベク、此ノ場

合ニハ成ルベク速ニ批准書ヲ送付スルコトヲ要ス  
 本議定書ハ日、白、佛、英、伊、「チエツコスロヴァキア」六國  
 ノ批准アリタルトキ、當該日ニ於テ批准書ノ寄託ヲ了シ又ハ批准  
 ノ通知ヲ爲シタル政府ノ間ニ實施セラルベク、其ノ他ノ國ニ付テ  
 ハ其ノ批准ノ通知又ハ批准書ノ寄託ノ日ニ於テ實施セラルルモノ  
 トス  
 尙本議定書ニハ(i)署名國政府代表ヨリ國際決濟銀行總裁宛ニテ、本  
 議定書ヲ昭和六年(千九百三十一年)七月一日迄ノ溯及力ヲ以テ直  
 ニ假ニ實施センコトヲ委任請求シタル書翰及(ii)前記獨逸國ニ關スル  
 議定書ノ場合ト同一ナル希臘國代表ノ宣言書添付セラル

ニ補足議定書

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "批准" and "通知" are visible.)



一 議定書  
 乙 「ハンガリー」國ニ關スル議定書  
 一 議定書  
 (一) 千九百三十年四月「パリ」ニ於テ署名セラレタル第一協定ノ條項  
 ニ基キテ「ハンガリー」國ノ支拂フベキ賠償年金中、昭和六年(千九百三十一年)七月一日ヨリ昭和七年(千九百三十二年)六月三十日迄(「フリーヴァー」年度)ニ期限ノ到來スル支拂ハ、債權國間ノ取極(奧地利國等)ニ從ヒ日、白、英、佛、伊及「ポルトガル」ノ六國ニ割當テラレタル配分(右支拂ノ七。二七「パーセント」(註)ニ相當ス)ヲ除クノ外停止セララル(第一條)  
 (註) 東方賠償問題關係諸協定説明書第四九頁參照、「ハンガリー」國支拂ノ内、日本國ハ其ノ〇。〇四一、白國ハ〇。四

一、一九一八年、自國ハ〇。前  
 二、一九一八年、自國ハ〇。前  
 三、一九一八年、自國ハ〇。前  
 四、一九一八年、自國ハ〇。前  
 五、一九一八年、自國ハ〇。前  
 六、一九一八年、自國ハ〇。前  
 七、一九一八年、自國ハ〇。前  
 八、一九一八年、自國ハ〇。前  
 九、一九一八年、自國ハ〇。前  
 十、一九一八年、自國ハ〇。前

三六、英國ハ一。一九八、佛國ハ二。八三二、伊國ハ二。  
 七二二、「ポルトガル」國ハ〇。〇四一、合計七。二七〇  
 ナリ

(二)右「ハンガリー」國ノ支拂ニシテ停止ヨリ除外セラレタルモノハ、  
 千九百三十年四月「パリ」ニ於テ署名ノ第三協定第二條(一)竝ニ「  
 ハンガリー」國賠償ニ關スル信託契約(註)第三條ニ依リ規定セ  
 ラレタル條件ノ下ニ、千九百三十年四月「パリ」ニ於テ署名ノ第  
 二協定及第三協定ニ依リ設置セラレタル土地基金(甲種基金)ニ  
 引續キ拂込マル(第二條)

(註)東方賠償問題參考資料一ノ一四参照

(三)右延期セラレタル額ハ別段ノ取極ナキ限り昭和八年(千九百三十

三年)七月一日ヨリ附セラルル三分(補足議定書ニ依リ四分ニ變更セラル)ノ利子ヲ含ミ同日ヨリ九十一萬八千九十一金「クロ  
 ーネ」(補足議定書ニ依リ九十六萬四千八十金「クローネ」ニ變更セラル)ノ十箇ノ均一年金トシテ償還セラル、右償還年金ハ千九百三十三年十二月三十一日ヨリ千九百四十三年六月三十日ニ至ル迄毎年十二月三十一日及六月三十日ニ均一ノ半年賦ニ依リ支拂ハル、尙「ハンガリー」國政府ノ債務證書(註)ノ對應「クロー  
 ン」ハ本議定書ノ實施後作ルベク速ニ「ハンガリー」國政府ト關係國政府ノ受託者タル國際決済銀行トニ依リ本規定ノ爲裏書セラルベキモノトス(第三條)

(註)東方賠償問題參考資料一ノ一四、「ハンガリー」國賠償ニ



ガ客年九月金本位制ヲ停止シタル後ニ於テハ、英貨ヲ基礎トシテ  
支拂通貨へ換算スルコトハ事實上大ニ困難ト爲リタルニ依ルモノ  
ナリ（第四條）

(五) 本議定書ハ佛、英文ヲ以テ共ニ正文トシ、批准ヲ要ス、批准書ノ  
寄託ハ「バリ」ニ於テ爲サル、歐羅巴以外ニ在ル政府ハ單ニ其ノ  
批准ヲ在「バリ」自爾外國代表者ニ依リ佛國政府ニ通告スルコト  
ヲ得

本議定書ハ「ハンガリー」國ノ批准ノ外、日、白、佛、英、希、  
伊六國ノ批准アリタルトキ當該日ニ於テ批准書ノ寄託セラレ又ハ  
批准ノ通告セラレアル政府ノ間ニ實施セラレ、又他ノ署名國ニ付  
テハ批准ノ通告又ハ批准書ノ寄託ノ日ニ於テ實施セラル

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '三' and '四' are visible at the top of the column.)

佛國政府ハ批准書寄託調書ノ及各通告ノ認證謄本一通ヲ一切ノ署名國及國際決濟銀行ニ送付スベキモノトス（第五條）

（丙）千九百三十年四月「パリ」ニ於テ署名セラレタル第一協定ノ當事國ニシテ本議定書ニ署名セザル國（即チ「ルーマニア」及「ユーゴスラヴィア」ノ兩國）ハ佛國政府ニ對スル通告ニ依リテ本議定書ニ加入スルコトヲ得、佛國政府ハ右通告ノ認證謄本ヲ他ノ署名國政府及國際決濟銀行ニ送付ス、此ノ場合ニ於テハ本議定書ハ加入ノ日ニ於テ關係政府ニ付實施セラル（第六條）

尙本議定書ニハ、債權國政府ノ代表者ヨリ國際決濟銀行總裁ニ宛テ本議定書ノ謄本ヲ送付スルト共ニ、之ヲ千九百三十一年七月一日ニ至ル迄ノ週及的效力ヲ以テ假ニ實施センコトヲ委任請求シタル昭和

（以下は右ページの続きと思われる文章）





丙 「ブルガリア」國ニ關スル議定書

一 議定書

(一) 千九百三十年一月二十日ノ「ブルガリア」國トノ協定ニ基キテ同國ノ支拂ラベキ賠償年金中、昭和六年(千九百三十一年)七月一日ト昭和七年(千九百三十二年)六月三十日トノ間(「フーヴァー」年度)ニ支拂期限ノ到來スル額ハ(イ)債權國間ノ取極(埃地利國等)(第三條)ニ從ヒ白、英、佛、伊ノ四國ニ割當テラレタル配分(右額ノ四。二二「パーセント」)(註)ニ相當ス)及(ロ)希臘國ニ割當テラレタル配分中本議定書第三條ニ示サルル部分ヲ除キ其ノ支拂ヲ停止セラル(第一條)

(註) 東方賠償問題關係諸協定説明書第四六頁參照、「ブルガ





八、本議定書ノ實施後成ルベク速ニ「ブルガリア」國政府ト債權  
 國政府ト間ニ協定第三條乃至第五條（註一）ノ規定ハ「  
 ブルガリア」國賠償年金ニ對スルト同様ニ右償還年金ニ對シテモ  
 適用セラル  
 尙「ブルガリア」國政府ノ債務證書（註二）ノ對應「クイボン」  
 ハ、本議定書ノ實施後成ルベク速ニ「ブルガリア」國政府ト債權

ン」補足議定書ニ依リ六十七萬五千二十五金「フラン」ニ變更セ  
 ラル）ノ十箇ノ均一年金ニ依リ同日ヨリ償還セラル、右償還年金  
 ハ千九百三十三年九月三十日ヨリ千九百四十三年三月三十一日ニ  
 至ル迄毎年九月三十日及三月三十一日ニ均一ノ半年賦ニ依リ支拂  
 ハレ、且「フリーヴァー」年度中ニ各關係債權國政府ニ支拂ハルベ  
 クシテ支拂ハレザリシ額ニ比例シテ右政府ニ割當テラル、而シテ  
 「ブルガリア」國トノ協定第三條乃至第五條（註一）ノ規定ハ「  
 ブルガリア」國賠償年金ニ對スルト同様ニ右償還年金ニ對シテモ  
 適用セラル  
 尙「ブルガリア」國政府ノ債務證書（註二）ノ對應「クイボン」  
 ハ、本議定書ノ實施後成ルベク速ニ「ブルガリア」國政府ト債權

國政府ノ受託者タル國際決済銀行トニ依リ本規定ノ爲裏書セラレ  
ベキモノトス(第四條)

(註一) 第三條ハ「ブルガリア」國賠償年金ノ無條件債務タ  
ル性質及擔保ニ付、第四條ハ賠償支拂事務ニ關スル  
「ブルガリア」國國立銀行ノ職能及義務ニ付、第五  
條ハ賠償委員會及同盟國國際委員會ノ權利及權限ノ  
國際決済銀行ヘノ移轉ニ付規定ス、詳細ハ東方賠償  
問題關係諸協定説明書第二十三頁乃至第二十六頁參  
照

(註二) 東方賠償問題參考資料一ノ一、「ブルガリア」國  
賠償ニ關スル債權國政府ト國際決済銀行トノ信託契

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "International Settlement Bank" and "Bulgaria" are partially visible.)



ヘノ一切ノ他ノ振替ハ千九百三十一年七月十五日ト千九百三十二年三月十五日トノ間ニ含まルル期間中停止セラレ、又乙勘定ニ於テ「ブルガリア」國政府ノ貸方ニ現ニ存在スル額ハ同政府ノ爲ニ解放セラレ

千九百三十二年四月十五日以後ハ「ブルガリア」國ト債權國トノ間ニ別段ノ協定ナキ限り）毎年三月三十一日及九月三十日ニ支拂ハルベキ半年毎ノ賠償支拂（千九百三十三年九月三十日ニ始マル期間ニ付テハ前記第四條ニ掲ゲラルル償還年金ヲ含ム）ノ六分ノ一ニ均シキ數ノ金「フラン」ヲ外貨ヲ以テ供給スルニ必要ナル額ハ、前記信託契約ノ第五條ニ定メラルル如ク、毎月十五日甲勘定ヨリ乙勘定ニ振替ヘラルベキモノトス（第五條）

（以下は非常に小さい文字で書かれた、ほとんど読み取れない文章が続く）



支拂通貨へノ換算方法（右第七條ニ依レバ、「ブルガリア」國ノ支拂フ金「フラン」ハ支拂期日ニ先ツ十五日間ノ「ロンドン」市場ニ於ケル金ノ平均相場ヲ基礎トシテ之ヲ英貨「ポンド」ニ換算シ、更ニ之ヲ所要ノ外貨ニ換算スルモノトス）ニ拘ラズ、前記第二條ニ依リ千九百三十一年九月三十日ニ「ブルガリア」國ニ依リ支拂ハルベキ額ハ金ノ爲替平價ニ於ケル二十一萬千百金「フラン」ノ米貨「ドル」ニ依ル相當額トシ、又同一ノ換算方法ハ反對ノ取極ナキ限リ千九百三十年一月二十日ノ「ヘーグ」協定及本議定書ニ基ク「ブルガリア」國ノ將來ノ支拂ニ適用セラルベキモノトス、本條ヲ設ケタル理由ハ「ハンガリー」國ニ關スル議定書第四條ノ場合ト同ジク英國金本位制ノ停止ニ關係スルモノト

（指）本議定書ニ於テハ「ブルガリア」國ノ將來ノ支拂ニ適用セラルベキモノトス、本條ヲ設ケタル理由ハ「ハンガリー」國ニ關スル議定書第四條ノ場合ト同ジク英國金本位制ノ停止ニ關係スルモノト

ス(第六條)

(七)本議定書ハ佛、英文ヲ以テ共ニ正文トシ、批准ヲ要ス、批准書ノ寄託ハ「パリ」ニ於テ爲サル、歐羅巴以外ニ在ル政府ハ單ニ其ノ批准ヲ在「パリ」自國外交代表者ニ依リ佛國政府ニ通告スルコトヲ得

本議定書ハ「ブルガリア」國ノ批准ノ外、日、白、佛、英、希、伊六國ノ批准アリタルトキ、當該日ニ於テ批准書ノ寄託セラレ又ハ批准ノ通告セラレアル政府ノ間ニ實施セラレ、又他ノ署名國ニ付テハ其ノ批准ノ通告又ハ批准書ノ寄託ノ日ニ於テ實施セラル佛國政府ハ批准書寄託調書ノ各通告ノ認證謄本一通ヲ一切ノ署名國及國際決濟銀行ニ送附スベキモノトス(第七條)

Vertical text in the right column, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is too faint to transcribe accurately but appears to be a continuation of the document's content.

(八) 「ブルガリア」國トノ協定ノ當事國ニシテ本議定書ニ署名セザル國（即チ「ルーマニア」及「ユーゴスラヴィア」ノ兩國）ハ佛國政府ニ對スル通告ニ依リテ本議定書ニ加入スルコトヲ得、佛國政府ハ右通告ノ認證謄本一通ヲ他ノ締約國政府及國際決済銀行ニ送付ス、此ノ場合ニ於テハ本議定書ハ右加入ノ日ニ於テ關係政府ニ付實施セラル（第八條）

尙本議定書ニハ、債權國政府ノ代表者ヨリ國際決済銀行總裁ニ宛テ本議定書ノ謄本ヲ送付スルト共ニ、本議定書ガ千九百三十一年七月一日ニ至ル迄ノ遡及的效力ヲ以テ假ニ實施セラルベキモノナルコトヲ通知シ、國際決済銀行ガ之ガ爲既ニ執リタル手段ヲ認可確認シ、且更ニ必要ナル手段ヲ執ランコトヲ委任請求シタル昭和七年（千九

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be Japanese text.)



二 議定書ニ附屬ノ希臘國「ブルガリア」國間ノ  
取極（附屬書）

本取極ハ「ブルガリア」國ノ賠償支拂ニ對スル「フーヴァー」提案  
ノ適用ト、「カフアンダリス。モロツフ」協定ヨリ「フーヴァー」  
年度ニ付生ズル債務ニ關シ兩政府間ニ發生シタル紛争ノ解決トヲ目  
的トスルモノナルガ、今其ノ内容ヲ示セバ

(一) 希臘國政府ハ、同國ニ歸屬スル「ブルガリア」國賠償ノ配分ニ關  
シテ「フーヴァー」提案ヲ受諾シ、且「フーヴァー」年度中「ブ  
ルガリア」國ニ關シ右賠償ノ支拂ノ停止ヲ許諾ス（第一條）

(二) 希臘國政府ハ、國際決済銀行（債權國ノ受託者）ノ乙勘定ノ貸方  
ニ千九百三十一年四月十五日、五月十五日及六月十五日ニ「ブル

ガリア」國國立銀行ニ預託セラレタル額ヲ、希臘國ニ關シテハ「ブルガリア」國政府ノ爲ニ解除スルコトヲ本取極ノ署名セラレタルトキ國際決済銀行ニ對シ認可ス（第二條）、本規定ハ議定書第五條第一項末段ト趣旨ヲ同ジクスルモノナリ

(三)希臘國政府ハ、「カフアンダリス。モロツフ」協定ニ依リ同國ヨリ「ブルガリア」國ニ對シ、千九百三十一年七月三十一日ニ支拂フヘカリシ同年一月一日乃至六月三十日ノ半年分ノ支拂ニ相當スル二百三十二萬二千五百三十金「フラン」ノ額ヲ、「ブルガリア」國賠償中ノ自國ノ取分ヨリ控除スルコトヲ「ブルガリア」國政府ニ對シ許諾ス（第三條）右ハ「ブルガリア」國ガ希臘國ニ支拂フベキ賠償金中千九百三十一年ノ上半期分三百八十三萬六千五百金

（一）希臘國政府ハ、本協定ニ依リ同國ヨリ「ブルガリア」國ニ對シ、千九百三十一年七月三十一日ニ支拂フヘカリシ同年一月一日乃至六月三十日ノ半年分ノ支拂ニ相當スル二百三十二萬二千五百三十金「フラン」ノ額ヲ、「ブルガリア」國賠償中ノ自國ノ取分ヨリ控除スルコトヲ「ブルガリア」國政府ニ對シ許諾ス（第三條）右ハ「ブルガリア」國ガ希臘國ニ支拂フベキ賠償金中千九百三十一年ノ上半期分三百八十三萬六千五百金

（二）本協定ニ依リ「ブルガリア」國政府ノ爲ニ解除スルコトヲ本取極ノ署名セラレタルトキ國際決済銀行ニ對シ認可ス（第二條）、本規定ハ議定書第五條第一項末段ト趣旨ヲ同ジクスルモノナリ





（四）「ブルガリア」國ノ賠償中延期セラレタル部分ハ、千九百三十一年八月ノ専門家報告書第十五節ニ掲ゲラルル勸告ニ從ヒ、十箇ノ均一年金トシテ「ロンドン」國際専門家委員會ニ依リ定メラルベキ條件ノ下ニ償還セラルベキモノトス（第五條）、本償還債務ニ付テハ既述ノ通り議定書第四條ニ規定セラレタリ

國ノ希臘國ニ對スル支拂額百六十八萬千六百六十六金「フラン」トノ合計額ハ議定書第三條ニ掲ゲラルル四百萬四千九十六金「フラン」ノ額ニ相當ス

（五）「ブルガリア」國ノ賠償中延期セラレタル部分ハ、千九百三十一年八月ノ専門家報告書第十五節ニ掲ゲラルル勸告ニ從ヒ、十箇ノ均一年金トシテ「ロンドン」國際専門家委員會ニ依リ定メラルベキ條件ノ下ニ償還セラルベキモノトス（第五條）、本償還債務ニ付テハ既述ノ通り議定書第四條ニ規定セラレタリ

（六）本取極ハ國際聯盟理事會ガ常設國際司法裁判所ニ對シ其ノ勸告的意見ヲ請求（千九百三十一年九月十九日ノ決議）シタル際ニ於ケル兩當事國ノ法律上ノ地位ヲ變更スルモノニ非ズ（註）、尤モ之

ガ爲「フーヴァー」年度中ノ各當事國ノ支拂ヲ確定的ニ定ムル本協定ノ他ノ規定ハ何等影響セテレザルモノトス（第六條）

（註）「カフアンダリス。モロツフ」協定第八條ハ同協定ノ解釋ニ關スル紛争ガ聯盟理事會ノ多數決ニ依リ解決セラルベキ旨ヲ規定ス、「ブルガリア」國政府ハ同條ニ依リ千九百三十一年八月七日希臘國政府トノ紛争問題ヲ聯盟理事會ニ附託シタルガ、理事會ハ九月七日「ブルガリア」及希臘兩國代表者ノ陳述ヲ聽キタル後同月十九日ノ決議ニ於テ、兩國ノ債務ハ何レモ兩國ニ對シ拘束力ヲ有スル國際約定ニ依リ負擔セラレタルモノナルヲ以テ署名國全部ノ同意アルニ非ザレバ停止セラルルヲ得ズ、而シテ兩債務ノ本年度ニ於ケル支拂方法ニ關シテハ、法律問題ハ

（右の如き）

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（百）

兎モ角トシ早急ニ何等カ實際的解決ヲ求ムル必要アルニ付、兩國ガ直接交渉ニ依リ急速ニ何等カ妥結ノ途ヲ講ゼンコトヲ要求スルト共ニ(イ)希臘「ブルガリア」兩國間ニハ「カフアンダリス。モロツフ」協定第八條ノ意義ニ於ケル紛争アリヤ(ロ)然リトセバ右協定ヨリ生ズル債務ノ性質如何ノ二點ニ付常設國際司法裁判所ノ意見ヲ求ムルコトト爲シタリ

右ニ對シ同裁判所ハ昭和七年三月八日六票對八票ノ多數ヲ以テ「希臘「ブルガリア」兩國間ニハ「カフアンダリス。モロツフ」協定第八條ノ意義ニ於ケル紛争ナシ」トノ意見ヲ採擇シタリ(一)從テ常設國際司法裁判所ハ前記(ロ)ノ「カフアンダリス。モロツフ」協定ヨリ生ズル債務ノ性質如何ノ問題ニ付テハ意見ヲ表示

右ノ意見ヲ求ムルコトト爲シタリ

右ニ對シ同裁判所ハ昭和七年三月八日六票對八票ノ多數ヲ以テ「希臘「ブルガリア」兩國間ニハ「カフアンダリス。モロツフ」協定第八條ノ意義ニ於ケル紛争ナシ」トノ意見ヲ採擇シタリ(一)從テ常設國際司法裁判所ハ前記(ロ)ノ「カフアンダリス。モロツフ」協定ヨリ生ズル債務ノ性質如何ノ問題ニ付テハ意見ヲ表示

スルノ必要ナキニ至レルガ、此ノ點ニ關シ希臘「ブルガリア」兩國政府ハ、(イ)ノ問題ニ對スル該裁判所ノ意見ガ肯定的ナルト否定的ナルトヲ問ヘズ裁判所ガ(ロ)ノ問題ニ對シテモ其ノ意見ヲ表示センコトヲ求メタリ、然レドモ裁判所ハ聯盟規約(第十四條)ニ依リ勸告的意見ヲ要求スル權利ハ聯盟總會ト理事會トニ專屬スルコトヲ理由トシテ兩國政府ノ要求ヲ拒絕セリ)

(七)本取極ニ附屬ノ議定書(附屬議定書)ハ左記五項ヲ規定シタリ

(イ)債權國「ブルガリア」國間ニ反對ノ取極ナキ限り、千九百三十二年四月十五日ヨリ「ブルガリア」國ハ三月三十一日及九月三十日ニ期限ノ到來スル賠償支拂ノ半年賦ノ六分ノ一ニ均シキ金「フラン」數ヲ構成スルニ必要ナル外貨額ヲ、信託契約第五條

ニ關シテ希臘「ブルガリア」兩國政府ハ、(イ)ノ問題ニ對スル該裁判所ノ意見ガ肯定的ナルト否定的ナルトヲ問ヘズ裁判所ガ(ロ)ノ問題ニ對シテモ其ノ意見ヲ表示センコトヲ求メタリ、然レドモ裁判所ハ聯盟規約(第十四條)ニ依リ勸告的意見ヲ要求スル權利ハ聯盟總會ト理事會トニ專屬スルコトヲ理由トシテ兩國政府ノ要求ヲ拒絕セリ)

(七)本取極ニ附屬ノ議定書(附屬議定書)ハ左記五項ヲ規定シタリ

(イ)債權國「ブルガリア」國間ニ反對ノ取極ナキ限り、千九百三十二年四月十五日ヨリ「ブルガリア」國ハ三月三十一日及九月三十日ニ期限ノ到來スル賠償支拂ノ半年賦ノ六分ノ一ニ均シキ金「フラン」數ヲ構成スルニ必要ナル外貨額ヲ、信託契約第五條

ノ規定ニ從ヒ國際決済銀行ノ貸方ニ乙勘定ニ於テ記入スベキト

(ロ)希臘「ブルガリア」兩國政府ハ本取極及本附屬議定書ガ兩國政府ニ依リ署名セラレタルトキ之ヲ國際聯盟事務局、在「ロンドン」國際專門家委員會議長及國際決済銀行ニ通告スルコト

(ハ)本取極第四條第二項ニ依リ千九百三十一年十月十五日ニ於テ國際決済銀行ノ乙勘定ニ貸記濟ナルベキ額ハ、千九百三十一年十一月十五日ニ支拂ハルベキ額ト同時ニ「ブルガリア」國國立銀行ニ於ケル乙勘定ニ貸記セラルベキコト

(ニ)「カフアンダリス・モロツフ」協定ニ規定セラルル千九百三十二年一月一日乃至六月三十日ノ半年賦ハ、千九百三十二年六月

「カフアンダリス・モロツフ」協定ニ規定セラルル千九百三十二年六月

ノ規定ニ從ヒ國際決済銀行ノ貸方ニ乙勘定ニ於テ記入スベキト

(ロ)希臘「ブルガリア」兩國政府ハ本取極及本附屬議定書ガ兩國政府ニ依リ署名セラレタルトキ之ヲ國際聯盟事務局、在「ロンドン」國際專門家委員會議長及國際決済銀行ニ通告スルコト

(ハ)本取極第四條第二項ニ依リ千九百三十一年十月十五日ニ於テ國際決済銀行ノ乙勘定ニ貸記濟ナルベキ額ハ、千九百三十一年十一月十五日ニ支拂ハルベキ額ト同時ニ「ブルガリア」國國立銀行ニ於ケル乙勘定ニ貸記セラルベキコト

(ニ)「カフアンダリス・モロツフ」協定ニ規定セラルル千九百三十二年一月一日乃至六月三十日ノ半年賦ハ、千九百三十二年六月







第四 議定書ノ帝國ニ及ボス影響

一 「チ エツ コスロヴ アキア」國ニ關スル議定書ニ依リ、同國ノ支拂ニ對スル帝國ノ取分ハ「フリーヴア」年度中支拂ヲ停止セラルルコトト爲リタルヲ以テ（第一條）、帝國ハ昭和六年七月一日ト昭和七年一月一日トニ受領スベキ取分合計五萬千九百二十金「マルク」（邦貨約二萬四千八百十七圓）ノ支拂ヲ受ケザルコトト爲ルベシ

而シテ「フリーヴア」年度中支拂ヲ停止セラレタル年金ノ總額ハ昭和八年（千九百三十三年）七月一日以降四分ノ利子ヲ付シテ百十九萬七千三百四十五金「マルク」（邦貨約五十七萬二千三百三十圓）ノ十箇ノ均一年金トシテ償還セララルヲ以テ（補足議定書

謝ニ對シテ帝國ノ支拂ヲ停止セラルルコトト爲リタルヲ以テ（第一條）、帝國ハ昭和六年七月一日ト昭和七年一月一日トニ受領スベキ取分合計五萬千九百二十金「マルク」（邦貨約二萬四千八百十七圓）ノ支拂ヲ受ケザルコトト爲ルベシ

而シテ「フリーヴア」年度中支拂ヲ停止セラレタル年金ノ總額ハ昭和八年（千九百三十三年）七月一日以降四分ノ利子ヲ付シテ百十九萬七千三百四十五金「マルク」（邦貨約五十七萬二千三百三十圓）ノ十箇ノ均一年金トシテ償還セララルヲ以テ（補足議定書





ト爲リタルヲ以テ（第一條）、帝國ハ昭和六年九月三十日ト昭和七年三月三十一日トニ受領スベキ取分合計二千四百金「フラン」（邦貨約九百二十八圓）ノ支拂ヲ受ケザルコトト爲ルベシ而シテ「フーヴァー」年度中支拂ヲ停止セラレタル年金ノ總額ハ昭和八年（千九百三十三年）七月二日以降四分ノ利子ヲ付シテ六十七萬五千二十五金「フラン」（邦貨約二十六萬千二百三十四圓）ノ十箇ノ均一年金トシテ償還セラレ（補足議定書第一條）、且右償還年金ハ「フーヴァー」年度中各債權國政府ニ支拂ハルベクシテ支拂ハレザリシ額即チ停止セラレタル各國ノ取分額ニ比例シテ右各政府ニ分配セラルベキモノナルヲ以テ（第四條）、帝國ハ昭和八年七月一日以降十年間毎年右均一年金ノ四毛三絲（前記帝國

三  
 一  
 二  
 三  
 四  
 五  
 六  
 七  
 八  
 九  
 十  
 十一  
 十二  
 十三  
 十四  
 十五  
 十六  
 十七  
 十八  
 十九  
 二十  
 二十一  
 二十二  
 二十三  
 二十四  
 二十五  
 二十六  
 二十七  
 二十八  
 二十九  
 三十  
 三十一  
 三十二  
 三十三  
 三十四  
 三十五  
 三十六  
 三十七  
 三十八  
 三十九  
 四十  
 四十一  
 四十二  
 四十三  
 四十四  
 四十五  
 四十六  
 四十七  
 四十八  
 四十九  
 五十  
 五十一  
 五十二  
 五十三  
 五十四  
 五十五  
 五十六  
 五十七  
 五十八  
 五十九  
 六十  
 六十一  
 六十二  
 六十三  
 六十四  
 六十五  
 六十六  
 六十七  
 六十八  
 六十九  
 七十  
 七十一  
 七十二  
 七十三  
 七十四  
 七十五  
 七十六  
 七十七  
 七十八  
 七十九  
 八十  
 八十一  
 八十二  
 八十三  
 八十四  
 八十五  
 八十六  
 八十七  
 八十八  
 八十九  
 九十  
 九十一  
 九十二  
 九十三  
 九十四  
 九十五  
 九十六  
 九十七  
 九十八  
 九十九  
 一百

